

## 目 次

- 一、震災被害者ニ對スル租稅ノ減免並徵收猶豫ニ關スル緊急勅令發布ノ件說明
- 二、震災被害者ノ租稅减免猶豫ニ關スル施行勅令說明
- 三、震災被害者ノ租稅徵收猶豫ニ關スル大藏省令說明
- 四、震災被害者ニ對スル租稅ノ減免、猶豫ニ關スル質疑問答
- 五、濃尾震災ニ於ケル震災地方租稅特別處分法
- 六、濃尾震災ニ於ケル震災地方租稅特別處分法施行方心得

震災被害者ニ對スル租税ノ减免

竝ニ徵收猶豫ニ關スル緊急勅令

發布ノ件説明

今回ノ震災竝ニ火災ハ有史以來未曾有ノ慘害ニシテ  
政府ハ全力ヲ傾注シテ被害者ノ救濟ニ努力シ着々其  
ノ効果ヲ擧ケツ、アル所アルカ其ノ被害者中ニハ國  
稅納稅者頗ル多數ニ上レリ此等被害者ニ對シ通常ノ  
法規ニ依リテ國稅ノ賦課徵收ヲ爲スハ現下ノ事情ニ  
適セサルモノアルカ故ニ緊急勅令ニ依リ租税ヲ免除  
又ハ輕減シ若ハ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトトセリ蓋シ

今回ノ如キ未曾有ノ災害ニ<sup>當リ</sup>租税ヲ減免猶豫スルコト

當リ

ハ公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ必要アリト認メア

ルニヨル第三種所得税營業税ハ其ノ年分所得又ハ營業ノ収益ニ對シ課税スルミナルカ今回ノ非常ナル灾害ノ爲ニ所得又ハ収益ノ源泉トナルヘキ財産ヲ減滅シ租税ヲ納付スルノ力ヲ失ニ又ハ之ヲ減少シタルモノ多數ニ上ルヲ以テ大正十二年分ニ付テハ各納稅者ノ被害ノ状況ニ應シ之ヲ免除又ハ輕減セントス被害並免除輕減ノ程度並ニ其ノ手續方法等ハ命令ニ

ヨリテ詳細ニ之ヲ規定シタリ震災地域ニ於ケ大正十二年度ニ納付スヘキ地租所得税營業税相續税ヘ被害ノ有無ニ拘ス之ヲ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得ルコトトセリ即千大正十二年度被害者ノ第三種所得税營業税ハ第一條ノ規定ニヨリテ被害状況ニ依リ結局ハ免除又ハ輕減セラルヘキニ所得税第一期ハ九月營業税第二期ハ十一月ナルノ故ニ其ノ納期迄ニ調査ヲ完了スルコト能ハサルノミナテス一面金融ニ梗塞セルカ故ニ應急ノ措置トシテ其ノ徵收ヲ猶豫スルノ必要アリ

ト認メタリ地租相續稅 = 併テ之亦同様ノ趣旨ニ依ル  
而シテ震災地ノ區域ニ關スル詳細ノ規定ハ之ヲ勅令

= 謙リタリ

以上ノ諸稅ハ緊急止ムヲ得サルモノトシテ本勅令ニ  
ヨリ差シ當ト輕減免除及徵收猶豫セラルコトヲ得  
ルモノナルカ本勅令ニ規定ナキ祖稅中ニモ酒稅醬酒  
稅ノ如キ稅法ノ直接ノ規定ニヨリ當然輕減免除及徵  
收猶豫スルコトヲ得ルモノアリ此等ノ諸稅ヲ除キ其  
ノ他ノ之ニ對シテニ政府ニ於テ尚減免又ハ徵收猶

豫ノ必要アリト認ムルモノナキニアラス此ノ點ニ付  
テハ別ニ法律案トシテ次ノ議會ニ提出スヘキ見込ナ  
リ

震災被害者ノ租税减免猶豫ニ關スル  
施行期令説明

曩ニ今回ノ大震災ニ因ル被害者ニ對シ國稅ノ减免及  
徵收猶豫ニ關スル緊急勅令ヲ發布セシカ之ヲ施行ニ  
關シ本日勅令ヲ公布セリ今其ノ要點ヲ列記スレハ次  
ノ如シ

徵收猶豫ト區域ト方法 徵收猶豫ハ一定ノ地域ヲ限  
ツテ其ノ地域内ノ納稅者ノ總テニ對シ之ヲ爲スモノ  
トス地域ヲ定ムルニ付テハ被害ノ状況、金融ノ關係其

/ 他市町村ノ事務ノ現況等ヲ調査シ左ノ如ノ決定セ

東京府 (西多摩郡、小笠原島ヲ除ク)

神奈川縣

埼玉縣 (秩父郡、児玉郡、大里郡ヲ除ク)

千葉縣 (千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡

安房郡

山梨縣 中巨摩郡、北輪郡、東八代郡、富士見郡、南巨摩

郡、駿澤町、南都留郡、明見郡、中野郡、忍野郡

靜岡縣 沼津市、田方郡、駿東郡、賀茂郡

徵收猶豫ノ方法及其ノ期限ハ各地方ノ被害ノ状況減免税ノ關係等ニ依テ一様ニ決定スルコトヲ得サル也  
先ツ差シ當リ右ノ地域内ニ於ケル納稅者ノ納付スヘキ地租、第一種所得稅、第三種所得稅、營業稅、相續稅ニ付テハ總テ之ヲ十月三十一日迄猶豫シ置キ而シテ右ノ地域内ニアリテ之被害ノ全悉ナキ者又ハ比較的輕微ナル地方ニ於テハ其ノ期間カ經過シタルトキハ適當ナル時期ヨリ徵收ヲ開始シ被害重ニシテ減免稅ヲ受

ノヘキニノニ供テハ其ノ減免税ノ決定ヲ了スル迄改

收セサルコトトヨリ而ニテ徵收信譲ニ体テノ細則ハ

種々複雜ナル關係ヲ生スルヲ以テ追テ大藏省令等ヲ以テ規定スルコトシ先ツ取り敢ヘス十月末日迄ハ全部ノ徵收ヲ猶豫スルコトトセリ

所得税ノ減免

徵收猶豫ハ一月ノ地域内ノ納稅者ニ

對シテノミ之ヲ爲スニナルカ減免税ニ在リテハ納稅者ノ住居所ノ如何ヲ問ハズ苟々今回ノ震災ニ依リ敗產ガ滅失シ又ハ毀損スル等ノ損害ヲ受ケタル者ニ

對シテハ皆一樣ニ其ノ所得ノ多寡損害ノ程度ニ依リ夫々恩典ニ浴スルコトヲ得マシメ而シテ其ノ減免税ノ大體方針ハ

巾自己ノ住宅又ハ家財ノ過半ヲ失ニ生活ノ安否ヲ脅

サレタルベニハ其ノ資力所得年額一萬圓以下ノ

場合ニ於テハ其ノ所得税ノ全部ヲ免除シ一萬圓以上ノ所得者ナル場合ニ於テハ其ノ總所得額ノ中ノ

一萬圓ハ全部免稅其ノ次ノ一萬圓ハ八割ノ免稅ト

各階級ニ應シテ相當ノ減税ヲ爲シ又住宅家財ノ過

半ヲ減失又ハ毀損セサル者ニ在リテモ其ノ所得ノ

又寡及損害ノ程度ニ從ツテ五割乃至一割ノ減税ヲ

馬スコトトセリ

(口) 所得ノ基因タル敗産カ減失又ハ毀損シタルカ爲損  
害ヲ受ケタル場合例ヘバ貸家所得者カ其ノ貸家ヲ  
失ニ營業者カ其ノ製造場又ハ商品ヲ焼失シタル場  
合ハ其ノ損害金額ヲ見積り所得金額ヨリ控除ス  
ハ震災ニ因リ敗産ヲ失ニ前ノ(口)=該當スル被害者  
カ震災ノ影響ニ因リ營業不能トナリスハ職業ヲ失

ニ九月以降其ノ状ハノ途カ絶シタルカ如キ者ニ  
竹チハ九月ヨリ十一月迄ノ收入ノ減少見積額即所  
得年額ノ三分ノ二(四ヶ月分)ヲ所得金額中ヨリ控除

ス

右ノ如ク焼失シタル商品ノ價格ヲ控除シ或ハ九月以  
降ノ收入ノ減少額ヲ控除スルコトハ或ルニ体テハ  
所得稅法上當然ノコトナルカ所得ノ基因タル固定敗  
產ノ損害金額ヲ全部控除シ或ハ所得ニ關係ナキ住宅  
家財ニ付キダ額ノ斟酌ラ爲シ其ノ過半ヲ失ニシ者カ

一萬圓以下ノ納稅者ナルトキハ所得稅ノ全部ヲ免除スルコトハ通常ノ所得稅算定ノ方法ニズル破天荒ノ例外ニシテ政府ハ其ノ歲入ニ非常ナル減少ヲ來ス

コトヲ顧慮セス出來得ル限り寛大ナル方針ヲ採リ之ニ依リ納稅者ノ苦痛ヲ緩和シ災害地復舊ヲ速力ナラシメムトルニシテ東京市、横濱市中焼失區域ノ如キハ大多數ノ納稅者が免稅ノ恩典ニ浴シ得ヘキ見込ナリ

○。○。○。○。  
營業稅ノ減免。營業稅ニ亦所得稅ト同シク震災被害

者ニ對シテハ其ノ住居ガ震災地域内ニ在ラサル場合ト雖減免ヲ受ケ得ルコトトセリ其ノ減免稅ノ要領ハ

(1) 營業用建物、機械器具等ノ固定資本ノ大部分ヲ失ヒ入ハ商品原料品ノ大部分ヲ失ヒシ者ニ付テハ十一月ニ納期ノ開始スヘキ第二期介ノ納稅ハ之ヲ全部免除スルコト

(2) 震災被害者ノ營業利益計算ニ方リ震災ニ因リ滅失

又ハ毀損シタル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶機器等ノ損害見積金額ヲ経費ト看做シ其ノ結

果利益カ無クナリタル場合ハ營業稅ノ全部ヲ免除シ其ノ利益カ減少シタル場合ニハ減稅スルコト

右ノロニ依テ營業ノ利益カナクナリ又ハ減少シタル場合ニ免稅シ或ハ減稅スルコトハ此ノ勅令ニ關係ナク本年改正セラレシ營業稅法第二十九條ノ規定ニ依テ減免ヲ受ケ得ルモノナルカ營業利益ヲ計算スル場合ニ於テ通常ナテハ控除スヘカラサル營業用ノ建物機器器具等ノ損害見積金額ヲ控除スルコトハ今回ノ勅令ニ依テ定メテレタル例外ニシテ之モ亦所得稅ト云フヘキナリ

同シノ前古未曾有ノ大震災ニ對應スル特別ノ恩典ト

徵收猶豫ニ關スル大藏省令説明

租税減免猶豫ニ關スル緊急勅令ノ施行規定タル勅令  
第四百三十三號ニ於テハ震災地ニ於テ納付スヘキ地  
租税等之營業税相續稅ニシテ大正十二年十一月三十  
日迄ニ納期)來ルモノノ全部ヲ一般的ニ猶豫ニ其ノ  
納期限ハ十一月一日以後ニ於テ大藏大臣之ヲ定ムル  
コトトシ又十一月一日以後ニ來ル納期ノ分ニ付テハ  
其ノ猶豫方法ヲ全部大藏大臣ニ委任シタリ此ノ省令  
ハ制定ノ目的ハ右十月三十一日迄ニ納期ノ來リテル  
分ノ徵收期限ヲ定メ又十一月一日以後ニ納期ノ來ル  
分ノ猶豫方法ヲ定メントスルニアリ  
勅令第四百三十三號ニ於テ震災地全部ニ亘リ一般的  
ニ猶豫ニタルハ震災ノ當時ニ於テハ納稅者各個人ノ

金策困難ナリシノミナラス一般金融ノ關係其ノ他國  
稅事務ヲ取扱フ市町村ノ事務ノ現況等ヲ考慮シタルト  
尙各個人ノ被害ノ状況等ヲ調査シ猶豫ノ要否ヲ甄別  
スルノ邊ナカリシニ依ル然ルニ其ノ後經濟界モ亦人  
ベニ漸次安堵スルニ至リ最早一般的ニ猶豫シ置クノ  
必要ヲ認メサルニ至リシノミナラス被害ノ調查ニ可  
能ナルニ至リタルヲ以テ一般的ノ猶豫ヲ打切り震災  
ニ因リ損害ヲ受ケタル者ニ限り猶豫スルコト又一般  
的ニ猶豫スル場合ニ於テハ納稅者ノ申請ヲ必要トセ  
サルニ損害ヲ受ケタル者ニ限リ猶豫スル場合ニ於テ  
ハ納稅者ノ申請ニ依ルヲ可トスルノミナラス元來徵  
收猶豫ハ必入シニ納稅者全部カ之ヲ希望スルモノト  
云フヘカラス猶豫セラレタル結果各種ノ租稅カ一時

ニ輻輳シ反テ納稅上困難ヲ感スル場合ナキニアラサ  
ルヲ以テ申請ニ依ルヲ原則トシ焼失區域ニ於ケル被  
害者ノ如キ震災ニ因ル被害ノ事實カ顯著ナルモノニ  
体テニ申請ヲ爲ササレハ猶豫セサルカ如キハ酷ニ失  
スルカ故ニ斯ノ如キモノニ体テハ例外的ニ申請ナキ  
ニ猶豫スルコト

以上ノ趣旨ニ因リ十月三十一日迄ニ納期ノ來リタル  
分ニシテ景ニ漸令ニ依リ一般的ニ猶豫シタルモノノ  
内震災ニ因ル被害者ニ在テサル者ノ納休スル租稅ニ  
作テハ全部其ノ納期ヲ定メ第三種所得稅第一期分ヘ  
九月納休入ヘキ分ハ大正十三年五月三十一日其ノ  
他ノ諸稅ハ大正十二年十二月二十日限り納休セシメ  
十一月一日以降ニ納期ノ來ル分ニ体テハ猶豫ヲ爲サ

ス夫々既定ノ納期ニ於テ徵收スルコトトシ、震災被害者ニ付シテハ裏ニ勅令ニ依リ一報的ニ猶豫シタルナ月三十一日迄ニ納期ノ來リタル分並ニ十一月一日以降ニ納期ノ來ル介トニ夫夫被害ノ状況ニ應シ猶豫シ且ツ其ノ納期ヲ定メタリ

猶豫ニタル祖税ノ納期ニ付テハ他ノ祖税ノ納期ト成ルヘケ重複セサル様又市町村ノ財政状況等ヲ考慮ニ入レ得ル様適當ナル措置ヲ取ル爲メ機械的ニ一定スルコトヲ避ケ大体ノ基準ノニシテ示シ税務署長ノ裁量ニ一任スルコトトセリ

以上ハ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ祖税ニ付テ規定ニタルモノナルカ大正十三年度以降ニ保ル分ニ付テモ大正十二年度ニ納付スヘキ祖税トノ權

衡ニ其ノ徵收ヲ猶豫スルノ要アルモノアルモノ之等ハ目下調査中ニシテ成案ヲ得タル上ハ通常議會ニ提案ノ見込ナリ  
今各税ニツキ要點ヲ列記スレハ次ノ如シ

#### 1. 地租

一、震災ニ因リ自己ノ住宅ノ過半が滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノノ所有スル工地ニ對スル大正十二年分地租ニシテ震災地ニ於テ納付スヘキモノニ付テハ其ノ土地ノ被害ノ有無ヲ問ハス納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコト  
二、荒地又ハ收穫皆無地トナラサルニ震災ニ因リ著ニク收穫ノ減損スルニ至リタル田畠ニ對スル大正十二年分地租ニ付テハ其ノ納稅義務者カ震災被害者

タルト否ト又震災地域内ニ居住スルト否トヲ問ハ  
ス其ノ申請ニ依リ之カ徵收ヲ猶豫スルコト

三震災ニ因ル被害激甚ニシテ別ニ指定スル市區町村  
内ノ宅地ニ在スル大正十二年分地租ニ付テハ其ノ  
納稅義務者カ震災被害者タルト否ト又震災地域内  
ニ居住スルト否トヲ問ハス其ノ申請ニ依リ之カ徵

一收ヲ猶豫スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ納稅義務  
者ノ申請ナキトキト雖猶豫スルコトヲ得  
四以上ニ依リ徵收ヲ猶豫セテレタル土地ニ對スル地  
租ノ納期限ハ大正十三年六月一日ヨリ同年十二月  
十五日迄トスルコト

五地租徵收ノ元帳タル地租名旨帳カ震災ニ因リ滅失  
シタル市區町村ニ於ケル大正十二年分地租ハ地租

#### 四、所徴稅 名寄帳改調後一年以内ニ於テ徵收スルコト

一震災被害者ノ大正十二年八月三十一日迄ニ終ニシ  
ル事業年度ノ所得ニ對スル所得稅ニ付テハ納稅義  
務者ノ申請ニ依リ其ノ法人ノ被害ノ状況ニ厥シ五  
年以内ノ延納ヲ許可スルコト

二震災被害者ノ大正十二年分第三種所得稅ニ付テハ  
納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十  
三年五月一日ヨリ大正十四年二月二十八日迄<sup>之</sup>  
ヲ徵收スルコト但シ被害事實ノ顯著ナル者ニシテ  
所得稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テ  
ハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テ猶豫スルコ  
トヲ得

三、震災ニ因リ所得金額ノ不明ト馬リタル者ノ第三種  
所得税ニ体テハ大正十三年十月一日ヨリ大正十四  
年七月三十一日迄ニ於テ徵收入ルコト

### 營業税

一、震災被害者ノ營業税ニ体テハ納稅義務者ノ申請ニ  
依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年三月三十日限  
之ヲ徵收入ルコト

二、震災ニ依リ課稅標準ノ不明ト爲リタル者ノ營業税  
ニ体テハ大正十三年五月三十一日限り之ヲ徵收入  
ルコト

### 相續稅

大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續ニ付  
スル相續稅ニ体テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ

稅金額ノ多寡ヲ問ハズ本令ニ依リ總テ被害ノ狀況  
ニ應シ五年以内ノ延納ヲ許可シ其ノ稅金額百円以  
上ノモノト虽本令ニ依リ延納ヲ求ムル場合ニ於テ  
ハ担保ノ提供ヲ要セサルコト又延納年賦金ノ大正  
十二年度分年割ニ体テ五年以上ノ延納ヲ許可入  
ルコト

秘

震災被害者ニ對スル租稅ノ減免、猶豫ニ關スル質疑問答

第一 次 目 次

第一 一般的の事項

- 一 震災被害者ニ對スル租税减免並ニ猶豫ニ關スル先例
- 二 租税ノ减免並ニ猶豫ヲ地租、所得税、營業税相續税ニ限リタル理由
- 三 大正十三年度以降ノ租税ニ對スル减免税又ハ猶豫ノ方針
- 四 免除又ハ輕減スヘキ租税ノ種類ヲ第三種所得税及營業税ニ限リタル理由
- 五 震災被害者ノ範囲
- 六 九月一日ノ震災及損害ヲ受ケタル者ノ範囲

七 大正十三年以降ニ於ケル震災地ノ稅務執行方針  
八 復興事業ニ特別ニ貢献ヲ爲ス事業ト所得稅又ハ營業稅ノ減免

## 第二 第一種所得稅

- 九 震災損害金ヲ資產勘定ニ据置ク會社ノ配當所得課稅  
一〇 第一種所得稅八年賦延納ヲ許スヤ

## 第三 第三種所得稅

- 一一 自己所有ニ係ル其ノ住宅ノ意義  
一二 家財ノ意義

- 一三 住宅又ハ家財ノ過半ノ意義  
一四 施行勅令第三條ノ前條ニ該當セサル者ノ意義  
一五 所得 基因タル物件ノ意義  
一六 商品原料品等ハ自己ノ占有スルモノニ限ルヤ  
一七 損害見積金額ノ算出方法  
一八 甲、乙、丙ノ區分ト其ノ標準  
一九 甲、乙、丙ノ負擔輕減割合ノ實例  
二〇 住宅ト家財ノ損害割合ヲ異ニスル場合ノ甲、乙、丙ノ適用ハ如何ニスルヤ  
二一 収入ノ大部分ノ意義  
二二 選擇ヲ爲ササル者ト控除金額  
二三 減損更訂ヨリ減免ノ規定ヲ適用スル方利益ナル場合ノ減免稅

二四

所得金額又ハ課稅標準ノ不明ト調查委員會

二五

所得稅又ハ營業稅，免除ト調查委員，資格

二六

所得金額一萬圓以下ノ人員ト總人員ニ對スル割合

二七

所得金額，不明トナリタル人員

#### 第四 営業稅

二八

營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他，賣義

二九

全部又ハ大部分ノ計算方法

三〇

營業稅ノ免除ニ付キ商品及原料品ノ損害ノ標準ト

スルノ可否

三一

各營業場ヲ通シテ課稅スル營業ト減免稅

三二

物品，廉賣ト營業稅，輕減

#### 第五 相續稅

三三

課稅標準ノ不明ト爲リタル人員

三四

震災ト相續財產價額ノ評定

三五

省令ニ因ル徵收猶豫ト擔保，提供

#### 第六 間接稅

三六

間接稅ニ對シ免除並ニ徵收猶豫ラ爲ササル理由

三七

濃尾震災ト造石稅ノ減免

三八

富山地方ノ配置賣藥ト印紙稅

三九

取引所營業稅ヲ免除セサル理由

四。引取未済ノ砂糖織物ト消費稅ヲ免除  
四一 消費者ノ手ニ渡ラサル以前ニ焼失シタル間稅物件  
ノ造石稅又ハ消費稅ヲ免除

一般的事項

一問震災被害者ニ對スル租稅ノ減免並ニ徵收猶豫ニ關ス  
ル先例如何

答天災地變ニ由ル災害ノ狀態ハ卷々之ヲ豫知スルコト難  
ク既定、法規ヲ以テ之ヲ律スルコト能ハサルヲ以テ一  
般成規ノ範圍内ニ於テ處理スルヲ以テ足ラサル場合ニ  
於テハ時々法律ヲ以テ之力特別處分法ヲ設ケ應急的救  
濟ヲ爲ス例少ナカラス即チ明治二十四年十月二十八日  
ニ於ケル濃尾地方、明治二十七年十月十日ニ於ケル山形  
縣地方又明治二十九年八月三十一日ニ於ケル秋田縣巖  
手縣地方ニ於ケル震災ニ付テハ各震災地方租稅特別處  
分法ヲ設ケ地價修正ノ遡及、低價年期ノ附與、地租延納年

賦金ノ免除、地租ノ延納、酒造又ハ醤油營業者ノ未納造石  
税、减免、營業税ノ减免及徵收猶豫等ヲ爲セリ

二問震災ニ因ル租税ノ减免並ニ猶豫ヲ地租、所得税、營業税  
及相續税ニ限りタル理由如何

答今回ノ震災ハ其ノ被害最モ激甚ニシテ政治經濟ノ中権  
タル帝都ヲ焦土ト化シタルノミナラス關東ノ數縣ニ亘  
リテ被害著シク其ノ經濟上、打撃ハ帝國全般ニ及ヒテ  
甚大ナルモノアリ而シテ震災ニ因ル被害者中ニハ國稅  
納稅者頗ル多數ニ上リ或ハ其ノ住宅家財ヲ失ヒ或ハ資  
本商品灰儘ニ歸スル等非常ノ慘害ヲ未シタルノミナラ  
ス人心ノ不安著シキモノアリ特ニ當時金融全ク梗塞シ  
タルヲ以テ租税ノ賦課徵收ニ關シテモ應急的救濟手段

フ講スルノ必要アリト認メ非常時ノ非常手段トシテ租  
税ノ徵收ヲ猶豫シ尚被害アルモノニ付テハ之ヲ免除又  
ハ輕減スルコトトシタリ而シテ其ノ範圍ヲ免稅ニ付テ  
ハ第三種所得税並營業税猶豫ニ付テハ地租、所得税、營業  
税及相續税ニ限りタルハ此等ノ租税ハ其ノ稅額多大ナ  
ルノミナラス納稅者モ亦多數ニ上ルカ故ニ納稅者ノ金  
融狀態ニ鑑ミ又人心ノ安定ヲ圖ル上ニ於テ特別ノ措置  
ヲ執ルコト必要ナルノミナラス被害調査モ亦速カニ着  
手セサルヘカラサルモノアルヲ以テ最モ緊切ナリト認  
メタルモノトス

三問今回ノ緊急勅令ニ依レハ租税ノ减免猶豫サルヘキモ  
ノハ大正十二年度分ノ租税ニ限リ震災ノ爲經濟上非  
ニ三

常ノ打撃ヲ受ケタル被害者ニ對ラ大正十三年度以降ノ租税ニ付テハ政府ハ減免猶豫ヲ爲ス必要ヲ認メサルモノナルヤ

答大正十二年度分ノ租税ニ付テハ非常ノ場合ノ非常手段トシテ納稅者ノ困難ナル實狀ニ鑑ミ又人心ノ安定ヲ圖ル必要上特別ナル租税ノ減免又ハ猶豫ヲ爲シタルモ追々人心ニ安定シ秩序モ回復セルヲ以テ大正十三年度以降ノ租税ニ付テハ之ヲ一般的ニ減免又ハ猶豫ヲ爲ス意墨ヲ有セサルモ大正十三年度ニ於テ減免猶豫シタルモノトノ權衡上大正十三年度以降ニ於テモ仍之ヲ實行スル必要アリト認メ目下夫々考慮中ニシテ何レ次ノ通常議會ニ提案シ見立セシム

四問施行勅令ヲ見ルニ租税ノ免除又ハ輕減サルヘキ種目ハ大正十二年分第三種所得稅及大正十二年分營業稅第二期分ノミニシテ他ハ單ニ其ノ徵收ヲ猶豫セラルルノミナリ政府ハ他ノ租税ニ付テハ免除又ハ輕減ノ必要ヲ認メサルモノナルヤ

答不地租。今回ノ震災ニ因リ荒地又ハ收穫皆無地ト爲リタル土地ニ付テハ現行地租條例又ハ災害地地租免除法ノ適用ニ依リ夫々救濟セラルヘキヲ以テ特ニ規定ノ必要ナシ然レトモ震災ノ影響ニ因リ土地ノ用途ヲ變更シタルモノ又ハ荒地ニ至ラサルモ土地ニ變動ヲ生シ收益ノ減損著シキ土地若クハ被害激甚地ノ宅地ニ付テハ夫々特別ノ救濟手段ヲ講スル必要アルヤ否ヤニ付目下調査中ニシテ成案ヲ得タル上ハ次ノ議會ニ

相當方案ヲ提出スル見込ナリ

ロ、第一種所得税。

第一種所得ノ算定方法ハ第三種所得ノ算定方法ト異ナリ法人ノ各事業年度毎ノ實績所得ニ對シ課稅スルモノナルヲ以テ將未震災ニ因ル被害金額ヲ會社ニ於テ消却スル際當然其ノ年度ノ損金ニ計算セラルヘキヲ以テ特別ニ免除又ハ輕減ヲ爲ス必要ナシ只震災ニ依リ打撃ヲ受ケタル會社カ震災前ニ終了シタル事業年度ノ所得即チ通常ノ狀態ノ所得税ヲ震災後ニ於テ納稅スルコトハ會社ノ收支ノ均衡ヲ害シ苦痛ト認メラルルヲ以テ之ニ對シテハ相當ノ延納ノ途ヲ講シ救濟ヲ爲セリ

八、第二種所得税 第二種所得税ハ公社債又ハ銀行預金等ノ利子ノ支拂ヲ受ク際其ノ支拂者ニ於テ其ノ税

金ニ相當スル金額文ヲ控除シテ受取人ニ支拂フモノニシテ之ニ對シ特ニ免除又ハ輕減ヲ爲ス必要ナク假リニ其ノ必要アリトスルモ實行困難ナリ

二、相續税 大正十二年度ニ於テ相續税ノ納付ヲ要スルモノヲ分類スルニ

一、震災前ニ於テ相續ノ開始セルモノ

イ、震災前ニ於テ課稅價格ノ決定ヲ了セルモノ

a. 既ニ其ノ稅金額ヲ納付セルモノ

大、未タ其ノ稅金額ヲ納付セサルモノ(稅法ニアル

年賦延納ヲ許可セラレタルモノヲ含ム)

ロ、未タ課稅價格ノ決定ナキモノ即チ震災後ニ於テ

其ノ課稅價格ノ決定ヲ要スルモノ

四、震災ニ因リ焼死、壓死、溺死ノ爲相續ノ開始セルモノ

三、震災後ニ於テ相續ノ開始セルモノ

而シテ現行相續稅法第四條ニ依ルハ相續財產ノ價額  
ハ相續開始ノ時ノ價格ニ依ルモノナルカ。ヨロノ震  
災前ニ於テ相續ノ開始セルモノニシテ未タ課稅價額  
ノ決定ナキモノニ付テハ假令其ノ相續財產カ震災ニ  
依リ滅失又ハ毀損シ若クハ其ノ經濟價値カ著シテ滅  
損シタル場合ト雖課稅價額ハ震災前即チ相續開始ノ  
價格ヲ以テ計算ヲ要スルコトトナリ之ニ對シテハ相  
當考慮ヲ要スルモノト認メラル又ニノ震災ニ因リ相  
續ノ開始セルモノニ付テハ現行相續稅法第七條ノ軍  
人、軍屬ノ戰死又ハ戰爭ノ為歟ケタル傷痍疾病ニ起因  
シタル死亡ニ因リ開始シタル相續ニ對シテハ相續稅  
ヲ課セサルモノナルヲ以テ之ニ準シ今回ノ震災ニ因

リ直接間接ニ死亡シタル者ニ對シテハ相續稅ヲ免除  
又ハ輕減スヘシトノ論ナキニアラサルミ戰爭ノ場合  
トハ大ニ其ノ趣ヲ異ニスルカ故ニ特ニ免稅ノ必要ヲ  
認メス次ニ三ノ震災後ニ於テ相續ノ開始セルモノニ  
付テモ其ノ相續財產ノ價額ハ震災後ニ於ケル現況ニ  
依リ夫々決定スルモノニシテ特ニ考慮スルノ必要ナ  
シ要スルニ相續稅ニ付テハ特ニ免除又ハ輕減ヲ爲ス  
必要ヲ認メス只其ノ徵收ニ付テハ相當考慮ヲ要スル  
モノト認メ五年以内ノ年賦延納ヲ認メタルモノナリ

五問施行勅令第一條ニ所謂「震災被害者」ノ範圍如何

答震災被害者トハ其ノ住居所又ハ納稅地等ヲ同様ニ指定

スル震災地内ニ在ルト否トヲ問ハス大正十二年九月一

日ノ震災ニ因リ損害ヲ受ケタル者全部ヲ含ムモノトス

六問 大正十二年九月一日ノ震災及損害ヲ受ケタル者ノ範  
圍如何

答(イ)九月一日ノ地震ニ因リ火災ヲ生シ類焼數日ニ涉リタル爲メ九月二日以後ニ於テ損害ヲ生シタルモノヲ含ム九月一日又ハ其ノ後單獨ノ失火、放火等ニ因リ損害ヲ生シタルモノヲ含マス但シ其ノ何レニ屬スルヤ不明ナルモノハ震災ニ因ル被害者ト認ム

(ロ)地震ニ因リ土砂崩壊シ又ハ堤防決瀆ノ爲メ被リタル災害ニ震災ノ内ニ包含セシム九月二日以後ニ於テ崩壊シ又ハ決瀆シタルモノ亦同シ

(ハ)九月二日以後ノ餘震ニ由ル災害を九月一日ノ震災ト看做ス

(二)「損害ヲ受ケタル者」トハ住宅、家財、所得ノ基因タル家屋其ノ他ノ建築物、船舶、機械器具等及商品、原料品ノ滅失、毀損ニ因リ直接ノ損害ヲ受ケタルモノノミニ限ルコト從テ會社ノ被害ニ因リ所有株式價格ノ下落シタルモノ又取引先ノ被害ニ因ル賣掛代金回収困難等ノ如キ間接的ノ損害ヲ含マサルコト

七問 大正十三年以降ニ於ケル震災地ノ稅務執行特ニ所得稅及營業稅ニ對スル方針如何

答減免ニ關スル特別ノ法律ヲ發スルヲ要スルヤ否ヤニ付テハ目下考慮中ナルモ一大慘害タル震災ニ因リ經濟上非常ハ<sup>打撃ヲ受ケル</sup>事實ニ鑑ミ又其ノ復興ヲナルヘク速力ナラシムル意味ニ於テ又將來震災地ニ對スル稅務ノ執行殊ニ利六七八

害關係ノ密接ナル所得稅及營業稅等ニ付テハ充分ノ同情ヲ拂ヒ法規ノ許ス範圍ニ於テ成ルヘク寛大ノ方針ヲ以テ之ニ臨ミ萬遺憾ナキコトヲ期スヘシ

ハ問政府ハ復興事業ニ特別ノ貢献ヲ爲ス事業ニ對シ所得稅又ハ營業稅ヲ免除又ハ輕減ヲ爲ス意ナキ力

答特殊ノ產業ニ對シ租稅ノ免除又ハ輕減ヲ爲シ其ノ事業ノ保護助長ヲ圖ルコトハ一應尤モノ議論ナルカ如キモノ細ニ之ヲ研究スルトキハ元来租稅殊ニ直接稅ハ國民一般其ノ能力ニ應シ普遍的ニ之ヲ負擔スルコトヲ理想ナシ特殊ノ者カ特別ノ待遇ヲ受クルコトハ嚴ニ避ケサルヘカテス此ノ意味ニ於テ只今ノ所復興事業ニ特別ノ貢獻ヲ爲ス事業アリトルモ特ニ所得稅又ハ營業稅ヲ

免除又ハ輕減スルノ意思ナシ

第一種所得税

九問

會社カ經濟異ノ安矢ヲ圖リ併セテ株主ニ對スル配當ノ平均ヲ保ツ爲メ今四ノ震災ニ因ル損害金ヲ一事業年度ニ於テ消却セヌ一時之ヲ會社ノ資産勘定ニ据置キ利益ノ配當ヲ爲ス場合ニ於テ之尙既當所得ノ課稅ヲ爲スマ

答　震災ニ因ル損害金ヲ數事業年度ニ分割ニテ填補入ルコトノ當否ハ商法ノ解釋ニ譲リ會社ノ事情ニ依リ實際問題トシテハ蓋シ止ムヲ得サル手段ト認ム所シテ現行所得稅法ニ於テ第一種即ナ法人ノ所得ノ算定ハ原則トシテ法人ヨリ申告シアル財產且錄貸借對照表、損益計算書等ニ基キ之ヲ屬スモノニシ

テ而之其ノ申告スヘキ決算書類ハ所得稅法ノ規定  
ニ基キ特別ニ作成スヘキモノニ非ラスシテ商法ノ  
命スル所ニ依リ適法ニ確定シタルミト同一ナラ  
サルヘガテス故ニ其ノ決算書類ニ利益アルコトヲ  
表示シ旦ツ株主ニ對シ利益ノ配當ヲ爲ス以上其ノ  
事實ニ基キ配當所得ノ課稅ヲナスユトハ洵ニ當然  
ノコトニシテ何等疑フヘキ余地ナシ

或ハ此ノ場合會社カ震災ニ因リ預害ヲ受ケ決算上  
利益十キコトハ明白ナル事實ナルニ拘ラス單ニ株  
主ニ對シ利益ノ配當ヲ爲シタルノ故ヲ以テ些ノ所  
得ナキ會社ニ對シ所得稅ヲ賦課スルハ課稅ノ公平  
ヲ得サルハ勿論稅法ノ精神ニ及スルモノトシ且  
會社ノ決算書類ノ如キハ所得稅法ノ上ニ於テハ

單ナル参考的書類ニ過キス宜シ税法  
會社ノ實情ヲ精査ニ課否ヲ次スヘキモノナリトノ論  
アル之一面ニ於テハ利益アルコトヲ表示シ他面ニ  
於テハ缺損ナルコトヲ表明スルカ如キコトヲヘ到底  
首肯シ難キ議論ナルニナラス會社ヨリ申告入  
ヘキ決算書類ハ所得金額ノ算定上唯一ノ基礎的書  
類ニシテ單ニ参考的ノ書類トシフヘガテス

故ニ此ノ基礎的決算書類ニ利益アルコトヲ表不シ  
且ツ株主ニ對シ利益ノ配當ヲ爲ス以上之ニ對シ配  
當所得ノ課稅ヲナスハ勿論ニシテ何等違法ノ處分  
ニアラス仪リニ一步ヲ譲リ會社ノ作成シタル決算  
書類ハ單ニ参考的書類ニ過キストシ總益金及總損  
金又ハ會社ノ資產負債ノ全般ニ涉リ狀稅官廳ニ於

テ調査シ所得金額ヲ決定スルコトヲ異ナリトスル  
又斯ノ如キハ申告税タル現行所得税法ノ精神ヲ根  
本的ニ覆シ又余リニ嚴重ナル法規ノ監督ノ下ニ作  
成セテルヘキ會社ノ決算ヲ無視スルモノト云ハサ  
ルヘカラズ

註震災ニ因ル損害金ノ填補方法

- 1 其ノ事業年度ノ利益ヲ以テ填補スルモノ  
ロ從來ノ積立金ヲ以テ填補スルモノ  
ハ資本ノ無償切下ケシニ依リテ得タル  
利益ヲ以テ填補スルモノ
- ニ殘存資産ノ評價増ヲ爲シ之ニ依リテ得タル  
利益ヲ以テ填補スルモノ  
木敷事業年度ニ分割シテ填補スルモノ

ヘ以上ノ各種ヲ併セ行ニ填補スルモノ

一〇問 震災前ニ終了シタル事業年度ノ所得ニ對スル第

一種所得税ハ五年以内ノ延納ヲ許可ストアルカ  
右八年賦延納ヲ許可スルモノト解スヘキヤ

答 一時拂年賦延納何レミ許可スルモノナリ

一一問

答

第三種所得稅

自己所有ニ係ル其ノ住宅ノ意義如何

自己所有ニ係ル其ノ住宅ノ意義ハ左ノ如ク鮮

スルモノトス

(1) 必スシモ所有名義ニ拘ラス事実自己又ハ同

居ノ内主若クハ家族ノ所有ナルトキハ之ヲ

自己ノ所有トシテ取扱フコト

(2) 自己ノ居住スルモノナル以上ハ必スシモ其  
ノ生活ノ本據タルヲ要セス從テ二個以上、

住宅ト雖之ヲ認ムルコト但シ此ノ場合ニ於テハ損害カ過半ナリヤ否ハ全額ヲ通シテ認定ス

(一)別荘等ニシテ自己ノ常住セサルモノハ自己  
ノ住宅ト認メス

(二)倉庫物置、離座敷、書斎、應接室等住宅附屬ノ建  
物ハ全部住宅ト看做スコト

## 一二問 「家財」の範囲如何

答 「家財」トハ生活上必要ナル衣類、裝身具、家具什器、  
書籍等ヲ指シ生活ノ必需ヲ超エル書畫、骨董又

ハ娛樂品ヲ含マサルモノトス

## 一三問 施行勅令第二條又ハ第三條「住宅又ハ家財」ノ過

半」の意義如何

答

「住宅又ハ家財」過半トハ住宅ノミノ過半モ家  
財ノミノ過半モ包含シ其ノ過半ナリヤ否ハ大  
體ノ價格ニ依リ認定スルモノトス

## 一四問

施行勅令第三條ノ「前條ニ該當セサルモノ」ニハ  
所得金額一萬圓以下ニシテ住宅又ハ家財ノ損害

失カ過半ニ達セサルモノト所得金額一萬圓ヲ  
超ユルモノ全部ヲ包含スレモノナルヤ

答 然リ

一五問

施行勅令第三條第一項第一號ノ所得ノ基因タル物件ハ所得金額算出ノ基本トナリタルモノノミヲ指スモノナルヤ

答

否所得金額算出ノ基本トナリタル物件ノミナラス例へハ營業者ノ營業場、醫師、辯護士等ノ事務所、病院及其ノ附屬ノ器械、機械等ヲも包含ス

一六問

ルモノトス

施行勅令第三條第一項第一號ノ商品、原料品等ハ自己ノ占有スルモノノミヲ指スベ

答

否自己カ占有スルモノノミヲ倉庫業者、運送業者等ニ依託中ノモノト雖元自己ノ所有スル商品ノ滅失毀損シタルモノ全部ヲ包含スルモノトス

一七問

損害見積金額ハ何時、價格ヲ標準トシテ算出

答

滅失又ハ毀損シタル物件、震災當時ノ時價ニ依リ計算スルモノトス但シ其ノ滅失毀損ニ因リ受クル所ノ保険金ハ之ヲ損害見積金額ヨリ控除スルモノトス

## 一八問

施行勅令第三條第一項第二號ノ甲乙丙ノ區分ノ標準ニ付キ何等者稅務官廳ニ示シタルモノアルヤ

答 甲乙丙ノ分界ニ付テハ大體左ノ標準ニ依リ其

ト分界ナ付キハ大體左ノ標準ニ依リ某ノ分界不鮮明ナルモノニ付テハ成ルヘタ寛大ノ取扱ヲ爲スコトニ各稅務監督局長ニ通牒ヲ發セリ甲、住宅又ハ家財ノ五割以上ノ損害ヲ受ケタルモノ

乙、同三割以上ノ損害ヲ受ケタルモノ

丙、同三割未滿ノ損害ヲ受ケタルモノ

## 一九問

施行勅令第三條第一項第二號ノ甲乙丙ヲ適用シタル各場合ニ稅金ハ如何ニ減少スルヤ例ヲ以テ説明セラレタシ

答

所得金額十萬圓ノモノヲ例トスレハ左ノ如シ  
元決定所得額 一〇九,〇〇〇円 税額 一四、九六六円  
甲ヲ適用シタル 場合 一九六六(六割七分減)

乙シ 四四、〇〇〇 八、〇〇〇 三、三五六(三割四分減)  
丙シ 九、〇〇〇 一、〇〇〇 三、八二六(八分減)

所得金額五萬圓ノモノヲ例トスレハ左ノ如シ  
元決定所得額 五、〇〇〇円 税額 五、八六六円  
甲ヲ適用シタル 場合 一四、〇〇〇 九二一(八割四分減)

乙シ 三六、〇〇〇 一、〇〇〇 三、七六六(三割六分減)  
丙シ 四四、〇〇〇 一、〇〇〇 四、九六六(一割五分減)

## 二〇問

施行勅令第三條第一項第二號ノ甲、乙、丙ノ區分  
ニ付キ住宅ト家財トノ損害ノ割合ヲ異ニスル

モノハ如何

答

住宅ト家財トヲ各別ニ適用スルモノニ非サル  
テ以テ住宅又ハ家財ノ内損害割合ノ多キ一方  
ニ依リ定ムルモノトス

## 二一問

施行勅令第三條第一項第三號ノ收入ノ大部分  
トハ如何ナル程度ノモノナルヤ又控除スヘキ  
所得金額中勤労所得ニ在リテハ所得稅法第十  
五條ノ規定ニ基クニ割又ハ一割ヲ控除シタル  
金額ナルヤ

答

收入ノ大部分トハ大體同期間ニ於ケル所得ノ三分ノニ以上ヲ得ルコト能ハサルニ至リタモノヲ謂ヒ又控除スヘキ所得金額ハ二割又ハ一割ヲ控除シタルモノナリ

## 二二問

施行勅令第三條第三項ノ規定ニ依ル選擇ヲ爲ササルトキハ第一號又ハ第二號、何レヲ適用スルヤ

答 控除金額ノ多額ナル一方ヲ適用スルモノトス

四

## 二三問

所得稅法ニ依ル所得、減損更訂ノ請求ヲ爲スモ、ニハ震災ニ因ル減免ノ規定ヲ適用セストアルカ震災ニ因ル減免ヲ爲シタル方納稅者ニ對ニ利益ナル場合ニ於テモ尚之ヲ爲ササルヤ

答

震災ニ因ル減免ヲ利益ナリト認ムルトキハ相當注意ヲ與ヘテ申請ヲ更正セシムル方針ナリ

## 二四問

所得金額又ハ課稅標準、不明トナリタルモノニ付テハ所得又ハ營業稅調査委員會ニ詔問シテ之ヲ確定ストアルカ之ヲ關シ特別ニ調査委員會ヲ開會スルモノナルヤ

答

所得金額又ハ課稅標準、不明トナリタルモノ  
ハ七五〇〇〇人位(多少異動アルヘシ)ニシテ而  
モ其ノ大部分ハ免稅ト爲ルモノナルヲ以テ別  
段調査委員会ヲ開会セス大正十三年分所得又  
ハ營業稅調査委員会ニ詰問スル考ナリ

## 二五問

所得調査委員又ハ營業稅調査委員若ハ其ノ補  
闕員ニシテ納稅義務ヲ有セサルニ至リタルト  
キハ其ノ職ヲ失フ規定ナルカ今回ノ減免稅ノ  
規定ニ因リ納稅義務ヲ有セサルニ至リタルト  
キニ於テモ仍其ノ職ヲ失フモノナルヤ

## 答

現行法ノ解釋上減免稅ノ規定ニ因リ納稅義務  
ヲ有セサルニ至リタル者モ當然其ノ職ヲ失フ  
モノト認ムルカ之ニ付テハ次ノ議會ニ特別ノ  
救濟法案ヲ提出スル考ナリ

## 二六問

所得稅納稅者中所得金額一萬圓以下、人負ハ  
總額稅人負中何割位ナルヤ

## 答

東京府九割五分神奈川縣九割七分位ナリ

## 二七問

震災ニ因リ大正十二年分第三種ノ所得金額、

不明トナリタルモノハ大凡何程ナルヤ

答 東京府ニ五〇〇〇人神奈川縣四〇〇〇人(多少異動アルヘシ)ナリ

營業税

二八問

施行勅令第七條第一項第一號ニ瑪ケテレナル物件ハ自己所有ノモノニ限ルヤ

答 否之等ノ物件ハ自己ノ所有ナルト他人ノモノナルト・拘ヲス適用スルモノトス

二九問

施行勅令第七條第一項第一號ノ「全部又ハ大部分」ハ各種目毎ニ認定スルモノナルヤ

答 否家屋其ノ他ノ築造物、船舶機械器具等固定資本  
二九三〇

ノ全體ヲ通ニテ之ヲ認定スルモノトス

二。問

施行勅令第ニ條第一項第二號ノ商品及原料品ノ損害程度ニ依ル免稅ハ震災當時有ニタル商品又ハ原料品力特ニ平常<sup>ノ</sup><sub>營業種類ニヨリ商品又ハ原鮮品ノ現在多額在手否元モト</sub>比シ多額ナリシモノト否テサルモノトノ間ニ非常ニ不權衡ヲ生スルモノト否元モト認メテルルガ如何

答  
大正十二年分營業稅第二期分ノ免稅ニ存テハ大體ノ標準ヲ固定資本又ハ流動資本ノ大部分ヲ失ニタルモノニ限リアルモノニシテ其ノ結果多少ノ不權衡ヲ生スル之止ムヲ得ス而シ其ノ結果ニ於テ甚シキ不權衡ヲ生スルモノトハ認メス

三。問

施行勅令第ニ條第二項ノ但書ニ依ルトキハ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ免稅規定ヲ適用ストアルカ斯ル場合ニ於テハ被害ヲ蒙リタル營業場ニ存スル稅額ヲ見積り分割シ免稅規定ヲ適用セサレハ各別ニ營業稅ヲ課稅サレタルモノトノ間ニ權衡ヲ得サルニアラヌ

答

營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算課稅ヲ為スハ之等ノ營業者ハ各營業場ノ間ニ資本ノ區介ナク其ノ經濟關係ハ共通的ノモノニシテ嚴格ニ各營業場所屬ノ資本ヲ區介スルコトヲ得サルニ依ル故ニ資本ノ大部分ヲ失ニタルヤ石ヤモ

其ノ營業者ノ全體ヲ通シテ計算セサレハ判定シ  
難シ

## 二二問

政府ハ今回ノ震災ニ方リ食料品其ノ他生活上ノ必需品ヲ廉賣スルモノニ对于營業税ヲ免除入ハ輕減スル意ナキ力

## 答

現在公設ノ廉賣市場ニ於テ物品ノ販賣ヲ爲ス者对于シテハ營業ノ状況及利益歩合ノ多少等ヲ考慮シ適當ナル斟酌ヲ爲シ居レリ併ニ十カテ極端ナル斟酌ヲ爲スコトハ他ノ一般同業者トノ權衡ヲ之考ヘサルヘカラサルヲ以テ之ヲ避ケ居シリ

所シテ坊間奉仕的賣買ト稱シ或ハ原價提供ト稱シ物品ノ廉賣ヲ爲ス者アル之其ノ中ニハ隨分如何ハシキミノナキニアテサルヲ以テ單ニ廉賣ラ標榜シタル一事ヲ以テ直ニ課稅上特別ノ斟酌ヲ爲スコトハ反テ負擔ノ公平ヲ奈ル恐アリ故ニ其ノ範圍ハ現在通公共團體又ハ公益法人ノ經營スル市場以外ニ擴張スルノ意思ヲ有セス

震災ニ因リ大正十二年分營業稅課稅標準ノ不明ト爲リタル又ノ大凡何程ナルヤ

## 三三問

答

東京府三六、五〇〇人神奈川縣一、〇〇〇人（多少異動アルヘシ）ナリ

## 相 繼 稅

三四問

震災前ニ於テ開始シタル相續ニ對スル相續税ノ課稅價額ヲ震災後ニ於テ次々スル場合ノ相續財產價額ノ評定方法如何

答

現行相續税法ニ於テハ相續財產ノ價額ハ相續開始ノ時ノ價格ニ依ルトアル之今回ノ震災ニ因リ相續財產カ滅失又ハ毀損シ若クハ其ノ經濟價值ガ著シク減損シタルモノニアリテハ相續開如ノ時即千震災前ニ於ケル價格ヲ以テ之ヲ評定スルコトハ適切ナウスト認メテルルヲ以テ之等ノ向ニ對ニテハ被害ノ状況及納稅者個々ノ事情ヲ天

々參酌シ適當ナル斟酌ヲ爲シ相鑑財産ト負担力ノ調和ヲ圖ル見込ナリ

三五問

現行相續稅法ニ於テハ稅金額百圓以上ナルトキハ相當擔保ヲ提供シ五年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得ルノナルカ今回ノ徵收猶豫ニ關スル省令ニ於テ之五年以内ノ延納ヲ許可ストアリサルマ

答 然リ

間接稅

三六問

間接稅ニ對レ免稅並徵收猶豫ノ規定ヲ設ケサル理由如何

答

(1) 酒稅並醬油稅ニアリテハ災害ノ爲酒類又ハ醬油ガ亡失シ又ハ廢業ニ屬シタル場合ニ於テハ其ノ造石稅ヲ免除スルノ規定現行稅法中ニアリ又被害調查中ハ國稅徵收法依ク徵收ヲ猶豫スルコトヲ得從テ此際特ニ規定ヲ要セサルモノトス

(口) 織物消費税、砂糖消費税、製造場ヨリ課稅物件  
引取ノ際納稅スヘキモノトス從テ製造場ヨリ引  
取前ニ於テ物件カ滅失シタル場合ニ於テハ當然  
課稅セラレサルカ故ニ免稅ノ問題ヲ生スルコト  
ナシ

(ハ) 酒類又ハ醤油カ倉出後ニ於テ滅失シタル場合ニ  
於テ免稅スヘントノ說ナキニアラサルモ事實ノ  
確認困難ニシテ到底実行不可能ナリ強テ免稅ス  
トセハ却テ不公平ナル結果ヲ生スノ虞アリ

(二) 酒稅、織物消費稅、砂糖消費稅等ニ付被官アル  
モノニ付テハ徵收猶豫ノ途ヲ閑クヘント提唱ス  
ル者アルモ現行法ニ於テ酒造稅、如キハ査定后  
十七箇月ニ亘リ納付スルコトトナリ居リ織物稅  
ハ三箇月砂糖稅ハ六箇月、徵收猶豫ヲ爲シツツ  
アリ之レ以上猶豫スルノ必要ナシト認ム尤モ事  
實納稅困難ナル者ニ對シ帶納處分上多少ノ手心  
ヲ爲スコトハ時宜ニヨリ必レモ不可ナラスト認

濃尾震災ニ於ケル租稅特別處分法ニ依レハ營業用  
ノ建物等ニ損害ヲ受ケタル酒造又ハ醤油營業者ニ  
對レ震災前査定済ニ係ル木納造石稅ヲ減免ストア  
ルニ今回ノ緊急勅令ニナキ理由如何

答

濃尾震災當時ニ在リテハ租稅ノ制度未シ完カラス  
シテ直接稅間接稅ノ區分明ナラス造石稅、如キモ  
單純ナル消費稅ヲ以テ目スヘカラサルニ似タリ從  
テ此件ノ如キ場合ニ於テモ免稅シルモノナリ

南來吾邦ノ租稅制度ハ幾多ノ沿革ヲ經テ漸次完備  
シ造石稅ハ言ヲ迄モナク純然タル消費稅ノ性質ヲ  
有スルカ故ニ課稅物件其ノ物カ廢棄、亡失シタル  
場合ニ於テ租稅ヲ減免スルハ妥當ナルモ營業用ノ  
建物等カ損害ヲ受ケタリトテ造石稅ヲ減免スルハ  
理由ナシ

紙ハ還付セラルルヤ

答

現行法、下ニ於テハ還付ノ途ナントス若ニ立法于  
段ニ因ルコトトセハ權衡上ニ震災地賣粟營業者故  
同請賣業者ノ店舗ニ於テ焼矢セレモノ(ニ)全國各地  
ヨリ震災地請賣業者等ニ曰送中燒失セレモノ等ニ  
對シテモ均シク還付セサルヲ得ヘキカ此ノ如キ場  
合ニ在リテハ燒失ノ事實確認頗ル困難ニシテ實  
行上種々弊害ノ伴フヘキ惧アリ

三九問

震災ニ罹リタル取引所、取引<sup>所</sup>營業稅ヲ免除セサル  
理由如何

答

取引所營業稅一般營業稅ト異ナリ取引所、實收セル  
子數料ニ對シテ賦課スルモノナリ即チ取引所カ賣  
買者ヨリ徵收スル子數料中ニハ之ニ相當スル金額  
ヲ豫メ加算シアリ若シ強テ之ヲ減免スルニ於テハ  
取引所ニ不當ノ利得ヲ得セシノ真担輕減ハ全ク無  
意義ニ了ルヘキニ因ル

査定齊ニ係ル砂糖、織物カ事實上製造場ヨリ引取

ニレス申テ未ト製造場内ニ在リシ場合ニ於テ其ノ

砂糖、織物カ震災ニ因リ滅失シタルコトノ明ナル

モノハ消費税ヲ免除スルヤ

答

現行砂糖及織物消費税法ハ砂糖又ハ織物ヲ製造場  
又ハ保稅地域ヨリ引取ルトキ其ノ引取人ヲ以テ  
納稅義務者トン徵收スルラ原則トセリ右立法ノ趣  
旨ハ引取フ寫サムトスル者ハ納稅后ニアラサレハ

其ノ課稅物件ヲ自由ナル處分ヲ爲シ得ヘキ狀態ニ  
墨ノヲ許ササルモノト解スルヲ相當トスヘテ從テ  
事實上查定(納稅)手續ト引取行為トハ其ノ間多少  
ノ期間存在スヘキモノナルカ故ニ查定手續ヲ完了  
シ未シ事實上ノ引取行為ヲ果ササルニ先于天災其  
ノ他已ムラ得サル事故ノ發生ニヨリ其ノ物件ノ引  
取ヲ爲シ能ハサルニ至リタル場合ニ於テハ納稅者  
ノ申告ニ依リ事實上滅失シタルモノト認メ得ヘキ  
モノニ限り其ノ查定處分ヲ取消シ消費税ノ免除ヲ

ナスモ敢テ不當アラスト認ム

四一問

酒類、醤油、砂糖、織物等課税済物件カ製造場ヲ離レ消費者ノ手ニ渡ラサル以前ニ於テ滅失シタルコトノ明ナルモノハ造石税又ハ消費税ヲ免除スルヤ

答

現行税法ニ於テハ製造場シ離レタル課税済物件ノ滅失シタル場合ニ於ケル免除規定ナレ(別紙参照)

然ニニ製造場ヲ離レタル課税済物件ニシテ今回ノ震災地ニ於テ滅失シタル酒類、醤油、砂糖、織物等ハ間接消費税、本質ヨリ論シ其ノ消費税之ヲ免除スヘント、說アルモ若シ之ヲ免除スルコトトセハ別途ニ特別法規ヲ制定セサルヘカラス、仮リニ特別法規ヲ制定し免除スルコトトスルニテ造場ヲ離レタル課税済物件ニシテ輸送中ニ係ルモノ、仲経業者又ハ小賣業者等、手ニ在リテ滅失セモノ其ノ他苟ノ元消費者以外ノ者ノ所持ニ保ル

モノニシテ減失ンタルモノハ悉ク之ヲ免除セサレ  
ハ理説上不確徧ナリ斯クテハ現行法カ徵稅上ノ便  
宜ヲ顧慮シ最モ課稅ノ徧平ヲ期スルト認メ生產者  
又ハ引取者ヲ以テ納稅義務者トシ其ノ納メル祖  
稅ハ課稅品ノ價格ニ附加シ以テ消費者ニ轉嫁セン  
×課稅ノ目的ヲ達セムトル現行制度ヲ根本ヨリ  
破壊スルコトトナルノミナラス震天地ニ於ケル減  
失數量確認上煩ル困難ナルヲ以テ反テ不徧平ナル  
結果ヲ未スノ虞アリ

震災地方租税特別處分法

(明治二十五年六月十五日法律第一號)

第一條 本法ハ三重縣、愛知縣、滋賀縣、岐阜縣及福井縣ニ依リ、明治二十四年十月二十八日ノ震災ニ因リテ生シタル損害ニ適用ス

第二條 水源涸渴水路破滅等ノ爲地目ヲ變換シ地價ヲ修正シタル土地ハ明治二十四年分ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收入

第三條 荒地・至ラサルニ土地ニ變動ヲ生シタル爲又ハ其ノ餘害ヲ受ケタル爲收刑ノ減損甚シキ土地ハ其ノ實況ニ依リ明治二十四年ヨリ十年以内七割以下ノ低價年期ヲ附與スルコトヲ得

第四條 過半ノ家屋焼失若ハ壞倒シ營業ノ形狀容易

= 同復シ難キ市街若ハ市街ニ準スヘキ部落ハ其ノ  
實況ニ依リ明治二十四年ヨリ七年以内ニ割以下ノ

低價年期ヲ其地ノ宅地ニ附與スルコトヲ得

第五條 第三條第四條ノ低價年期明ニ至リ原地價ニ  
復シ難キエノハ其地ノ現況ニ依リ地價ヲ修正スル  
コトヲ得

第六條 地租條例第二十條又ハ本法第二條第三條ノ  
處分ヲ爲シタル土地ニ係ル地租延納年賦金ハ之ヲ  
免除ス

第七條 居住家屋ノ焼失又ハ其ノ他ノ損害ヲ受ケタルモノハ被害ノ景況ニ依リ明治二十四年分地租未  
納金ハ明治二十五年ヨリ三年以内延納ヲ許スコト  
ヲ得

第八條 酒造又ハ醤油營業者ニシテ營業用ノ建物焼  
失壊倒若ハ大破シタルモノハ其ノ實況ニ依リ震災  
前検査済ニ係ル未納造石税ヲ減免スルコトヲ得

第九條 醬油菓子賣藥烟草度量衡ノ營業者ニシテ營  
業用建物焼失壊倒若ハ大破シタル者ハ其ノ實況ニ  
依リ左掲クル税金=限り減免スルコトヲ得

一 菜子製造税度量衡税ハ明治二十四年後半年分ノ  
税金

一 醬油營業税菓子營業税賣藥營業税烟草營業税ハ  
明治二十五年前半年分ノ税金

第十條 本法ニ依リ損害取調中ハ其ノ租税ノ徵收ヲ  
猶豫ス

第十一條 本法ノ施行ニ關シテハ訴願入ハ行政訴訟ヲ

振起スルコトヲ得ス

第十二條 本法ニ依リ處分ヲ受ケントスルニハ明

治二十五年八月三十一日マテニ申出ヘシ若此ノ期

限内ニ申出サル者ハ本法ノ處分ヲ受ルコトヲ得ス

### 震災地方租税特別處分法施行方心得

(明治二十五年六月十八日大藏省達ニ。二號)

第一條 處分法第二條ノ土地ハ左ニ掲タル如キ被害

ニ依リ也目ヲ變換シ地價ヲ修正シタルモノト入  
一灌漑ノ用ニ供シタル溝水ノ絶止シタル爲メ水掛  
ノ用ヲ失ヒタルモノ

ニ水底ノ崩壊崩走陷落等ニ依リ之ヲ修理改設スル  
ノ途ナフ又ハ修理改設スルニ得失相償ハスシテ  
灌漑ノ用ヲ失ヒタルモノ

第二條 處分法第三條ノ土地ハ左ニ掲タル如キ被害

ニ依リ其利ノ活潑平年ノ凡ソ三割以上ニ及ブモノ

トス

一耕世ニ冷水ヲ湧出若クハ湧出シ容易ニ之ヲ防遏

スルコト能ハサルモノ

二 土地ノ陷落、崩起、傾斜等ノ爲メ排水又ハ灌漑ノ利

便ヲ害シ容易ニ回復シ難キモノ

三 下流土地ノ膨起又ハ隣接地ノ變動ニ依リ水持ヲ  
悪ノシスハ湿地ト爲リタルモノ

三 三條 處分法第四條ノ市街及ヒ市街ニ準スヘキ部  
落ハ左ノ區別ニ依ルモノトス

一 市街ハ地租條例第三條ノ市街宅地ニ屬スル土地  
トス

二 市街ニ準スヘキ部落ハ連携一市街ヲ爲シ地價ノ  
調査方市街ニ準シタル土地トス

四 第四條 處分法第三條ノ土地ハ其ノ地主ノ協議ヲ以  
テ一町村内毎地被害ノ厚薄ト収利減損ノ程度トニ

從ニ其ノ等級ヲ設ケ地方廳、申出サシムヘシ

第五條 處分法第四條ノ土地ハ其被害ノ厚薄ト營業  
ノ景況回復ノ難易トニ由リ前條ノ手續ヲ爲サシム  
ヘシ

第六條 縣知事ハ管内被害ノ實況ヲ通觀ミ適宜ノ市  
町村ニ就キ被害ノ厚薄等彼此ノ權衡ヲ調査シテ其  
量ニ甚シキモノヲ以テ一等トシ之ニ次ノモノヲ以  
テ順次等差ヲ設ケ其ノ每等ノ撰算地ヲ撰定シ之ニ  
對スル低價及年期ノ程度ヲ立テ處分上之ニ準據シ  
平衡ヲ保タシムヘシ

第七條 處分法第七條ノ延納ハ縣知事ニ於テ其ノ年  
限スハ年賦ノ割合ヲ定ムヘシ

同條居住家屋焼失外ノ損害ヲ受ケタルモノハ左ノ

ムル所 = 依ルヘシ

一 居住家屋倉庫ノ壞倒又ハ倉庫ノ焼失シタルニ  
ニ 居住家屋倉庫ノ損傷過半修理ヲ加ヘサレハ復舊  
シ難キエ

三 潟水其ノ他一時ノ被害ニ依リ土地ノ作毛平年ノ  
凡四分一以上減損ミタルニ

四 前各項ノ外被害ニ依リ納稅シ能ハサルニ  
第八條 處分法第八條第九條ノ減免ハ縣知事ニ於テ  
左ノ區別ニ依リ被害ノ厚薄ヲ調査シ其ノ等差ヲ立  
テ之ヲ處分スヘシ

一 製造場貯藏場販賣場其ノ他營業ニ用フル建物ノ  
燒失若クハ壞シタルニ

二 前項建物ノ損傷過半修理ヲ加ヘサレハ復舊シ難

キモノ

第九條 縣知事ハ關係諸縣ト第六條摸範地ヲ交互對  
照シテ各其ノ順位ヲ定メ其他各條ノ處分上協議ヲ

遂ケ彼此ノ權衡ヲ保タシムヘシ

第十條 處分法第三條第四條第五條及第八條ノ處分

ハ知事ニ於テ調查ノ上大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條 處分法第二條第六條第七條第九條及第十  
一條ニ依リ縣知事ニ於テ其處分ヲ了シタル時ハ要領  
ヲ具シ大藏大臣ヘ報告スヘシ

勅令第四百十一號(大正十二年九月十一日公布)

政府ハ震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依  
リ期間ヲ指定シ生活必需品並土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、  
機械及材料ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十七號（大正十二年九月十七日公布）

大正十二年勅令第四百十一號ニ依リ大正十三年三月三十日迄關稅定率法別表輸入稅表中  
本令別表記載ノ物品ノ輸入稅ハ之ヲ免除シ貨物自動車以外ノ自動車並其ノ部分品及原動力  
機ノ輸入稅ハ之ヲ半減ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（別表）

輸入稅表番號

二三

一六

二二ノ内

品  
名  
大  
麥  
小  
麥  
豆  
麥  
類  
一  
大  
豆

鳥獸肉及魚介類

五二ノ内

四

二 繩路、繩類又ハ密結ノモノ

三 其ノ 他

甲 ソーセージ

乙 ハム及ベーコン

丙 鮭 肉

丁 鯛 豚

戊 鰐 魚

バターベー

コンデンスドミルク

インファンクトフード

醤 油

二 其ノ他動植物性ノ油及脂、石鹼等々含有スル卸油ヲ含ム

攝氏十五度ニ於ケル比重

甲 ○・七二〇ヲ超エサルモノ

セネガ根

0000 0129

一五三  
一五六  
一六六  
一七二ノ内  
一八一ノ二  
一八一  
一八〇  
一〇一  
一〇七  
一〇八  
一一三  
一一四  
一一六ノ一  
一一九ノ内

珊瑚  
酒  
石  
酸  
重炭酸  
曹達  
サリチール  
牌曹達  
シオブロミン  
過酸化水素  
明  
霧  
クロロフォルム  
ヨードフォルム  
乳  
糊  
アンチビリン  
サントニン  
製版タレオソート  
炭酸ガアヤコール  
ペプシン  
デガーレン

五

六

ビラミドン

タンナルビン

爪取縫オレキシソ

イヒチオール

搾液コデイン

ナロイヒニン

クレオソート

蒸解セリウム

重酒石酸カリウム

クレオフート油(コールタール製ノモノ)

結織絲

綿糸及長十メートルノ重量三グラムヲ超エサル綿線

毛織絲

織織物

毛織物及毛織交織物(天蠶織、プラッシユ其ノ他ノバイル織物ヲ除ク)

二七一  
二七二  
二八三  
二九八  
三〇一ノ内

七

八

二二六  
三四六ノ内  
三五五ノ内

ブランケット(單製ノモノ)

肌衣(上下ヲ別タス)

一メリヤス製ノモノ

甲綿製ノモノ

乙毛製又ハ毛綿製ノモノ

雜其他ノ屬物

一長紙

甲革製ノモノ

乙謹謹製ノモノ

二短紙

甲革製ノモノ

四謹謹製被覆紙

別號ニ掲タル衣類ヲ内洋服

三六〇ノ内

三六三

三六四

圖畫用紙

七

八

壁 紙

三六九  
四〇九ノ内

二 其 の 他

スレート及別紙ニ掲ケサルスレート製品

四三二

甲 研磨セサルモノ又ハ彫刻セサルモ  
イ 陸背用板

四三三

ボートランドセメント、ローマンセメント、ブゾラナセメント其ノ他類似ノ水硬  
セメント

四三六ノ内

煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)

四三七

瓦(粘土製ノモノ)  
硝子板

四三四ノ内

一 無色平画ノモノ

四三八

三 有色、著色又ハ砂磨ノモノ(筋付ノモノ、エンボクスシタルモノ  
其ノ他類似ノモノヲ除ク)

四三九

四 筋付ノモノ、エンボクスシタルモノ其ノ他類似ノモノ

四四五  
四六二ノ内

金属ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板

鐵

二 筒及空テー形、アンダル形等ノ形状ヲ有スルモノ(今人)

三 ワイヤロッド(巻キタルモノ)

四 板

甲 金属リ鉛セサルモノ

甲ノ二 其ノ他

イ 厚〇、七ミリメートルヲ超ニサルモノ

ロ 其ノ他ノ内厚十ミリメートルヲ超ニサルモノ

乙 銀金屬リ銀シタルモノ

乙ノ一 錫銅シタルモノ(銀線及生銅)

乙ノ二 電銅シタルモノ(波形ト否トツ別タス)

五 線

十二 簡及管(別紙ニ掲ケサルモノ)

鉛、リベット、鍍錫鉄、北社鍍錫鉄(貴今郷田中タルモノ又ハ貴今郷リ銀シタ

四七七ノ内

九

十

ルモノヲ除ク)

一 鐵釘

三 鐵鏈及釘

五 鐵化牡鹿庭釘及ワッシャー

六 鐵リベット

鐵道建設用材料(別紙ニ掲ケサルモノ)

電線支柱及電線支架用材料(別紙ニ掲ケサルモノ)

家財、園芸、船渠等(船舶ヲ除ク)ノ建設材料(別紙ニ掲ケサルモノ)

コツク及ジアルグ類(貴金属ヲ用キタルモノ又ハ貴金属ヲ鍛シタルモノヲ除ク)

蘇鐵、ハツトフック及月、窓、家具等ニ用キル金具(貴金属ヲ用キタルモノ又ハ貴

金属ヲ鍛シタルモノヲ除ク)

鉛及錫(貴金属ヲ用キタルモノ又ハ貴金属ヲ鍛シタルモノヲ除ク)

工具、器具及同部分品(別紙ニ掲ケサルモノ)

ストーブ及同部分品

ラヂエートル

五一五

四九四

四九六

四九二

四九三

四八三

四八二

四八四ノ内

五三九

五四〇

五四三

五四四

五四九

五六三ノ内

五六四ノ内

五六七ノ内

五八三

五八八

五八九

六一二ノ内

二其ノ他

瓦斯計

水 量 計

アンペアメータ及グラットメータ

ワクトメーター

電話機、電信機及同部分品(別紙ニ掲ケサルモノ)

貨物自動車

貨物自動車ノ部分品(原動力機ヲ除ク)

貨物自動車ノ原動力機

機械部品及附屬品(針ヲ除ク)

木 村

一 球ニ切リ、挽キ又ハ糸リタルモノ(花梨木、漆刀木、黄楊木、紅木紫檀及  
黒檀ヲ除ク)

二其ノ他

十一

減免及猶豫額概算	
所得稅、免除見止額	一〇・二五 千円
營業稅	一〇・五二三
第一種所得、延納見止額	一九・五二四
第三種、(免除外)	一六・〇二五
地租	一六・九六
相續稅	一九・六
合計	二二・五四八
計	四六・二二
	六八・七三九

國稅課調

名古屋稅務監督局

六二六  
六二七

本  
契  
丁  
其ノ他ノ内  
木燒瓦

タードスエルト、タードベーラー其ノハ類似ノモノ、兩背、船底等ニ用ナルモノニシ  
テタル、アスマアルト、樹脂等ヲ施シタルモノ